

事 務 連 絡
平成 2 9 年 6 月 1 日

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

建設工事に係る規程の改正について（お知らせ）

公共調達に係る入札・契約については、公平性、透明性及び競争性等を確保して、適正かつ効率的な事務の執行を図ることが不可欠であることから、次のとおり入札制度の見直しを行うこととしましたのでお知らせします。

記

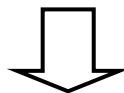
1. 赤磐市建設工事等最低制限価格取扱要領の改正

(1) 改正内容

最低制限価格**基準率**の算定方法の変更

変更前

$$\left(\text{直接工事費} \times 0.95 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.8 + \text{一般管理費} \times 0.55 \right) \div \text{工事価格（小数点第3位以下を切り捨てた率）}$$



変更後

$$\left(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55 \right) \div \text{工事価格（小数点第3位以下を切り捨てた率）}$$

【参考】最低制限価格の計算式（変更なし）

最低制限価格は、次の計算式により算定した額（1,000円未満切り捨て）です。

$$\text{予定価格} \times \left(\text{基準率} - \left(0.002X + 0.0002Y \right) \right)$$

ただし、その額が予定価格（消費税額及び地方消費税の額を除く。）に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て）とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額（円未満切上げ）とします。（要領第5条）

(2) 施行年月日

平成 2 9 年 7 月 1 日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用。

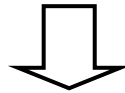
2 . 赤磐市建設工事入札に係る低入札価格調査実施要綱の改正

(1) 改正内容

審査基準価格の変更

変更前

- (1) 直接工事費の額に 1 0 分の 9 . 5 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 1 0 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 1 0 分の 8 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 1 0 分の 5 . 5 を乗じて得た額



変更後

- (1) 直接工事費の額に 1 0 分の 9 . 7 を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に 1 0 分の 9 を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に 1 0 分の 9 を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に 1 0 分の 5 . 5 を乗じて得た額

(2) 施行年月日

平成 2 9 年 7 月 1 日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知する建設工事について適用。

要領等の詳細は[本市ホームページ](#)にて確認してください。

なお、本市ホームページのトップページから閲覧できます「例規集」ですが、最新の内容に更新するのに多少の期間を要します。入札及び契約に関する最新の要綱等は入札・契約ページ「入札契約制度」からご確認ください。